

奨学金制度規程

医療法人社団 三遠メディメイツ

奨学金制度規程

(目的)

第1条 この規程は、看護師、准看護師、臨床検査技師（以下「看護師等」という）の資格取得後、医療法人社団三遠メディメイツ（以下、「当医療法人」という）の病院及び診療所（以下、「病院等」という）への就職を希望する学生等に対して、奨学金を貸与することにより修学を支援し、もって、当医療法人における看護師等の確保及び看護体制の強化・充実を図ることを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 看護師等の資格を取得するため、その養成機関に入学または在学する者で、看護師等の資格を取得後、当医療法人での就業を希望する者を奨学金貸与の対象とする。ただし、類似の奨学金（看護師等として特定の病院等に勤務することを条件とした奨学金等をいう）を既に受給している者またはこれから受給しようとする者は対象外とする。

(貸与額及び期間)

第3条 奨学金を貸与する期間は、入学または在学する養成機関が定める正規の修学年限の範囲内で、貸与を決定した日の属する年度の4月から、卒業する日の属する月までを最長とし、月単位で選択希望できる。

- 2 病院または診療所への就職を希望する場合と、看護師、准看護師、臨床検査技師の資格別に、奨学生をA、B、C、Dの4タイプに区分し、それぞれの貸与額について別表1のとおり例示する。
- 3 奨学金の貸与額は、毎月15日に指定の口座に振り込むものとする。

(準備金の貸与)

第4条 奨学金の貸与を決定された者は希望により、入学金及び教科書購入費等の補助として、準備金の貸与を受けることができる。

- 2 準備金の金額は、奨学金の貸与期間の範囲で、1か月あたり1万円とする。
- 3 準備金は、貸与が決定した後、一括して指定の口座に振り込むものとする。

(申請及び貸与の決定)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を当医療法人に提出しなければならない。当医療法人は、申請書類が提出されたときは、その内容を審査のうえ貸与の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- ① 奨学金貸与申請書（別紙様式第1号）
- ② 養成機関の在学証明書、又は入学内定を証明する書類
- ③ 直近の学業成績証明書（養成機関入学前の者及び養成機関在学1年未満の者は最終学歴卒業時の学業成績証明書、養成機関に1年以上在学している者にあつては前学年の学業成績証明書）
- ④ その他当医療法人が必要と認める書類

(契約書兼誓約書の提出)

第6条 奨学金の貸与の決定を受けた者は、奨学金貸与契約書兼返還誓約書（別紙様式第2号）を当医療法人に提出しなければならない。

(連帯保証人及び保証人)

第7条 申請者は、前条の奨学金貸与契約書兼返還誓約書提出にあたり、連帯保証人及び保証人をそれぞれ1名ずつ立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、奨学金の貸与を受けようとする者が未成年者の場合にあつては、その保護者（親権を有する者または未成年後見人）とし、成年者の場合にあつては、原則として父母、未成年者を除く兄弟姉妹またはこれに代わる者とする。
- 3 保証人は、独立の生計を営むものであつて、原則として奨学生の父母以外の4親等以内の親族とする。
- 4 連帯保証人及び保証人は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者）との関係を一切有していない者とする。

(貸与の取り消し)

第8条 奨学金の貸与を受けている者（以下、「奨学生」という。）が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、奨学金の貸与を取り消すことがある。

- ① 退学したとき
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- ③ 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき
- ④ 奨学金の貸与を辞退したとき
- ⑤ 死亡したとき
- ⑥ 偽りその他不正の手段により奨学金の貸与を受けたとき
- ⑦ その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

(貸与の停止)

第9条 奨学生が、休学したときまたは停学の処分を受けたときは、その開始日の属する月の翌月から復学した日の属する月まで奨学金の貸与を停止する。留年期間についても奨学金の貸与を停止する。

(返還)

第10条 奨学生が、次の各号のいずれかの事由に該当するときは、貸与を受けた奨学金を一括返済しなければならない。

- ① 第8条の規定により、奨学金の貸与が取り消されたとき

- ② 養成機関を卒業した日から 1 年を経過する日の属する月の末日までに看護師等の免許を取得できなかったとき
- ③ 看護師等の免許を取得した後、直ちに当医療法人の看護師等として採用されなかったとき
- ④ 当医療法人に採用後、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間、業務に従事しなかったとき

(返還の免除)

第11条 奨学生が、養成機関を卒業した日から 1 年を経過する日までに看護師等の免許を取得し、かつ、直ちに当医療法人の看護師等として採用され、引き続き奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間、業務に従事したときは、貸与を受けた奨学金の全額を返済免除とする。ただし、この場合、負傷または疾病による休職、育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により、業務に従事できなかった期間は、業務に従事したときとはみなさない。

- 2 前項の規定による奨学金の返還の免除を受けようとする者は、返還免除申請書（別紙様式第 3 号）を当医療法人に提出しなければならない。
- 3 奨学生 A 及び奨学生 B については、当医療法人の都合により診療所へ配置転換された場合を除き、病院での勤務を返還免除の条件とする。ただし、奨学生 C 及び D は、診療所及び病院のどちらの勤務期間も返還免除の対象とする。
- 4 資格取得後の業務に従事した期間が、奨学金の貸与を受けた期間に満たないで退職した者の返還すべき額は、次の基準による。ただし、勤務月数は月の末日まで勤務した月とし、返還額の千円未満は切り捨てるものとする。

$$\text{返還額} = \text{貸与総額} \div \text{貸与月数} \times (\text{貸与月数} - \text{勤務月数})$$

(返還の猶予)

第12条 奨学生が、災害、疾病その他やむを得ない事由により、奨学金を返還することが困難な場合は、その間、奨学金の返還を猶予することがある。

- 2 前項の規定による奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書（別紙様式第 4 号）にその理由が確認できる書類を添えて、当医療法人に提出しなければならない。

(延滞利息)

第13条 奨学生は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき奨学金の額に年 6%の割合を乗じて計算した額の延滞利息を支払わなければならない。ただし、100 円未満の延滞利息は切り捨てるものとする。

(届出)

第14条 奨学生は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、奨学金の貸与に関する届出書（別紙様式第5号）にその事実が確認できる書類等を添えて、速やかにその旨を当医療法人に届け出なければならない。

- ① 退学、休学または復学したとき
 - ② 停学等の処分を受けたとき
 - ③ 留年したとき
 - ④ 卒業したとき
 - ⑤ 看護師等の免許を取得したとき
 - ⑥ 本人、連帯保証人または保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更が生じたとき
- 2 奨学生は、奨学金の貸与を受けている期間、毎年4月末日までに、奨学金の貸与に関する届出書（別紙様式第5号）に前学年の学業成績証明書を添えて、当医療法人に届け出なければならない。
- 3 連帯保証人は、奨学生が死亡したときは、奨学金の貸与に関する届出書（別紙様式第5号）にその事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を当医療法人に届け出なければならない。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は平成29年1月20日から実施する。

2. この規程の改定は、理事会が行う。

別表 1

奨学生A：看護師を目指し、病院での勤務を希望する方	
月 6 万円 × 希望月数 (期間) + 希望により準備金 (希望月数当り 1 万円)	
貸与額 例①	48 ヶ月間の貸与期間で、準備金を希望する場合 月 6 万円 × 48 回 (4 年間: 288 万円) + 準備金 48 万円 = 計 336 万円
貸与額 例②	36 ヶ月間の貸与期間で、準備金を希望しない場合 月 6 万円 × 36 回 (3 年間: 216 万円) = 計 216 万円

奨学生B：准看護師を目指し、病院での勤務を希望する方	
月 3 万円 × 希望月数 (期間) + 希望により準備金 (希望月数当り 1 万円)	
貸与額 例③	24 ヶ月間の貸与期間で、準備金を希望する場合 月 3 万円 × 24 回 (2 年間: 72 万円) + 準備金 24 万円 = 計 96 万円
貸与額 例④	24 ヶ月間の貸与期間で、準備金を希望しない場合 月 3 万円 × 24 回 (2 年間: 72 万円) = 計 72 万円

奨学生C：看護師を目指し、診療所での勤務を希望する方	
月 3 万円 × 希望月数 (期間) + 希望により準備金 (希望月数当り 1 万円)	
貸与額 例⑤	48 ヶ月間の貸与期間で、準備金を希望する場合 月 3 万円 × 48 回 (4 年間: 144 万円) + 準備金 48 万円 = 計 192 万円
貸与額 例⑥	36 ヶ月間の貸与期間で、準備金を希望しない場合 月 3 万円 × 36 回 (3 年間: 108 万円) = 計 108 万円

奨学生D：准看護師や臨床検査技師を目指し、診療所での勤務を希望する方	
月 2 万円 × 希望月数 (期間) + 希望により準備金 (希望月数当り 1 万円)	
貸与額 例⑦	24 ヶ月間の貸与期間で、準備金を希望する場合 月 2 万円 × 24 回 (2 年間: 48 万円) + 準備金 24 万円 = 計 72 万円
貸与額 例⑧	24 ヶ月間の貸与期間で、準備金を希望しない場合 月 2 万円 × 24 回 (2 年間: 48 万円) = 計 48 万円